

相 談 者					韓国 韓国の新しい家族関係制度は、 2008年（平成20年）1月1日 から開始しました。
国 籍	韓国				
相 談 日					
担 当 者					
指 示 事 項	書類取得				

あなたが提出する書類一覧表（この表は、相談のときに持って来てください。）

※これらの書類は、必要最小限のものであり、さらに追加の書類を提出していただく場合があります。

順序	書類の種類			必要書類	確認	備考			
1	◎	帰化許可申請書（正）・（副） ※6ヶ月以内に撮影した写真（申請者ごと同じものを2枚）				15歳未満は法定代理人と一緒に撮影した写真			
2	◎	帰化の動機書（渡日の経緯・動機、日本での生活の感想、渡日後に行った社会的貢献等）				必ず自筆してください			
3	◎	宣誓書 ※受付時に担当官の面前で記入する				受付時に署名			
4	◎	親族の概要							
5	◎	履歴書							
6	国籍・身分関係証明書類	本国関係から用意する書類	①	基本証明書（□本人）					
			②	婚姻関係証明書（□本人・□母）					
			③	家族関係証明書（□本人・□父・□母）					
			④	入養関係証明書（□本人）					
			⑤	親養子入養関係証明書（□本人）					
			⑥	本国の戸（除）籍謄本 （本人の出生から現在（改製除籍）までのものと <u>父母の婚姻</u> 及び兄弟姉妹が分かるもの）		父母については、出生から婚姻までの除籍も必要			
			⑦						
			⑧						
			⑨						
			⑩	①～⑨書類の翻訳文		翻訳者の住所氏名・作成年月を明記し、押印する			
			⑪	パスポート、渡航証明書【記載のある部分全部の写し】（□本人・□夫・□妻・□父・□母）		所持しているもの全て			
			⑫	申述書（ ）					
			⑬	国籍放棄宣誓書（ ）					
	市区町村役場から用意する書類	居住歴証明書	i	出生届書（戸籍届書の記載事項証明書）（□本人・□兄弟姉妹・□本人の子）		届出の市区町村			
			ii	婚姻届書（〃）（□本人・□父母）		〃			
			iii	離婚届書（〃）（□本人・□父母）		〃			
			iv	死亡届書（〃）（□夫・□妻・□兄弟姉妹）		〃			
			v	その他の届書（養子縁組届・認知届・ ）		〃			
			vi	その他（親権を証する書面、裁判書等					
			vii	日本の戸（除）籍謄本（全部事項証明書） ・□（養）父母、□兄弟姉妹・□（内・元）夫・妻、□（養）子 が日本人（元日本人を含む） ・□帰化した者（帰化事項の記載のあるもの）					
			住民票の写し（本人・父・母・同居者全員） （世帯主、本籍（日本人配偶者等がある場合）、氏名（通称名含む）、生年月日、性別、国籍、 在留資格、在留期間、在留カード等番号、氏名・生年月日の訂正・変更前事項及び訂正変更年月日）			省略事項がないもの ※個人番号、住民コード番号は不要			
			住民票の写し・戸籍の附票の写し（配偶者・元配偶者） （婚姻期間中の居住歴）（ ）						
			申 述 書（ ）						
			7	◎	生計の概要				
			8	◎	事業の概要（複数事業をしている場合は、事業ごとに必要）				
			9	◎	在勤及び給与証明書（原則として給与所得者全員）				勤務先
			10	在学証明書（現在、在学中の者）					
			11	営業許認可書・免許書類（写し）			1通		
12	会社の登記事項証明書、直近決算期の貸借対照表及び損益計算書（写し）			1通		法務局（上場会社等は不要）			

注意事項 1 提出書類は、原則として原本1通、写し1通の計2通です（ただし、1通と表示されているものは1通で結構です。）。
2 ◎印の書類は、あなたが作成する書類です（用紙は、法務局で配布します。）。

連絡先：082-228-5773

※法務局に電話する時は、用件と前回の相談日時、帰化前のお名前を教えてください。

順序	書類の種類			必要書類	確認	備考	
13	給与所得者	①	源泉徴収票（本人・父・母・夫・妻・子・ ）			勤務先	
			②	県・市区町村民税の納税証明書（本人・父・母・夫・妻・子） 〃 の課税台帳記載事項証明書（本人・父・母・夫・妻・子）			市区町村
		③	源泉徴収簿の写し（申請者に関する部分）			勤務先	
			④	源泉徴収金の領収書の写し			勤務先
		⑤	所得税の確定申告書（添付書類を含む）の控え				
			⑥	所得税の納税証明書 (その１・納税額等証明用)、(その２・所得金額用)			税務署
	非課税者		市区町村民税の非課税証明書（又は、課税台帳記載事項証明書）				市区町村
	個人事業営業者	i	県・市区町村民税の納税証明書（本人・父・母・夫・妻・子） 〃 の課税台帳記載事項証明書（本人・父・母・夫・妻・子）			市区町村	
			ii	所得税の納税証明書 (その１・納税額等証明用)、(その２・所得金額用)			税務署
		iii	事業税の納税証明書			県地域事務所税務局	
		iv	消費税の納税証明書(その１・納税額等証明用)			税務署	
		v	所得税の確定申告書（添付書類を含む）の控え（写し）				
		確定申告義務あり	vi	徴収金の領収書の写し			
	法人営業者（取締役など）	①	源泉徴収票			勤務先	
			②	個人の県・市区町村民税の納税証明書（本人・父・母・夫・妻・子） 〃 の課税台帳記載事項証明書（本人・父・母・夫・妻・子）			市区町村
		③	個人の所得税の確定申告書（添付書類を含む）の控え				
			④	個人の所得税の納税証明書 (その１・納税額等証明用)、(その２・所得金額用)			税務署
		⑤	法人の市区町村民税の納税証明書			市区町村	
			⑥	法人の都道府県民税の納税証明書			県地域事務所税務局
		⑦	法人の事業税の納税証明書			県地域事務所税務局	
			⑧	法人税の納税証明書 (その１・納税額等証明用)、(その２・所得金額用)			税務署
		⑨	法人の消費税及び地方消費税の納税証明書 (その１・納税額等証明用)			税務署	
			⑩	法人税の確定申告書（添付書類を含む）の控え（写し）			
		源泉徴収義務あり	⑪	源泉徴収簿の写し			
			⑫	徴収金の領収書の写し			
14	公的年金保険料の納付証明書	①	第１号被保険者	年金記録の写し（ねんきん定期便、年金保険料の領収書の写し）			
		②	厚生年金保険法適用事業所事業主	年金保険料の領収書の写し			
15	特別永住者証明書又は在留カード（カードの写し、表／裏とも）						
16	自動車運転免許証（写し、表／裏とも）						
17	運転記録証明書（運転免許取得後５年未満でも、５年分証明したもの）					運転免許センター又は警察署	
18	運転免許経歴証明書（失効した人、取り消された人）					運転免許センター又は警察署	
19	卒業証明書（又は卒業証書の写し）（最終学歴のもの）			1 通			
20	技能・資格証明書又は免許証（写し）			1 通			
21	預貯金残高証明書（又は通帳の写し）			1 通		金融機関	
22	診断書（病気・傷害・ ）			1 通		病院等	
23	土地・建物登記事項証明書			1 通		法務局	
24	写真（自宅・各部屋・家族）						
25	マンション等の賃貸借契約書						
26	健康保険証（写し、表／裏とも）						
27	年金証書						
28							
29							
30							